

我が国の既存の海洋の保護区について

【海洋保護区に該当すると考えられる既存の制度等】

自然景観や学術上価値の高い動植物等の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然公園 (自然公園法)	傑出した自然の風景地を保護し、その利用を増進する	主として埋立などの開発規制(普通地域:届出制、海域公園地区:許可制・採捕規制を行う区域もある)。なお、汽水域では特別地域(許可制)の設定がありうる。
自然海浜保全地区(瀬戸内海環境保全特別措置法)	自然の状態が維持され、将来にわたり海水浴や潮干狩り等に利用される海浜池等を保全する	工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取等の開発規制(府県への届出制)
天然記念物 (文化財保護法)	学術的価値の高い動物、植物、地質鉱物を保護する	現状の変更、またはその保存に影響を及ぼす行為(許可制)

自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然環境保全地域(自然環境保全法)	保全が特に必要な優れた自然環境を保全する	主として土地改変などの開発規制(普通地区:届出制、海域特別地区:許可制・採捕規制を行う区域もある)。
鳥獣保護区 (鳥獣保護法)	鳥獣の保護	狩猟の規制。特別保護地区では工作物建築等開発規制、特別保護指定区域ではさらに動力船使用規制等が加わる。
生息地等保護区 (種の保存法)	国内希少野生動植物種を保存する	監視地区では開発規制(届出制)。管理地区では開発規制(許可制)のほか指定種の採捕規制、動力船利用制限。さらに立入制限地区では立入を制限。

水産動植物の保護培養等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
保護水面（水産資源保護法）	水産動植物の保護培養	産卵、稚魚の育成等に適した水面につき、埋立、浚渫などの開発規制（許可制）、指定水産動植物の採捕規制。
沿岸水産資源開発区域、指定海域（海洋水産資源開発促進法）	水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進	海底の改変、掘削行為などの開発規制（知事又は農林水産大臣への届出制）。沿岸水産資源開発区域では、都道府県は「沿岸水産資源開発計画」を定める。
都道府県、漁業者団体等による各種指定区域	水産動植物の保護培養、持続可能な利用の確保等	特定の水産動植物の採捕規制等。
（各種根拠制度）		
採捕規制区域（漁業法及び水産資源保護法）、資源管理規程の対象水面及び組合等の自主的取組（水産業協同組合法）		
共同漁業権区域（漁業法）	漁業生産力の発展（水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等）等	漁業権行使規則（知事認可）等による水産動植物の採捕規制（区域、期間、漁法、隻数等）。また、第三者の侵害に対して物権的請求権、損害賠償請求権に加え、漁業権侵害罪が適用。

海洋生物多様性保全戦略用語集 掲載予定の用語一覧

ア行

赤潮
 移行領域
 上乘せ
 エコトーン（遷移帯）
 エルニーニョ・ラニーニャ現象
 沿岸湧昇域
 親潮

カ行

海洋生物地理情報システム
 （OBIS）
 漁獲可能量（TAC）
 漁業権
 クリアリングハウス
 黒潮
 経済協力開発機構（OECD）
 国際海事機関（IMO）
 国際海洋データ・情報交換システム
 ム（IODE）
 国際自然保護連合（IUCN）
 混獲

サ行

里海
 資源回復計画
 持続可能な開発に関する世界首
 脳会議（WSSD：World Summit on
 Sustainable Development）
 深海カイメン群集
 深海コケムシ群集
 水塊（水柱）
 「生態学的あるいは生物学的に重要
 で保護を必要とする海域（EBSA）特
 定のための科学的クライテリア」
 総量削減

タ行

大陸棚
 多利用型統合的の海域管理計画
 地域漁業管理機関
 対馬暖流
 統合的の沿岸域管理
 入漁権
 認証制度
 熱水噴出孔

ハ行

排他的経済水域
 排水基準
 白化現象
 バラスト水
 「東アジア海域環境管理パート
 ナーシップ」（PEMSEA）
 微生物ループ（microbial loop）
 漂砂システム
 貧酸素水塊
 「北西太平洋地域海行動計画」
 （NOWPAP）

マ行

モニタリングサイト 1000

ヤ行

溶存酸素
 横だし

ラ行

冷水性サンゴ群集
 冷水湧出域